

新潟市学校及び社会福祉施設等の行事に伴う食品提供の取扱要綱

新潟市学校及び社会福祉施設等の行事に伴う食品提供の取扱要綱（平成12年新潟市告示第83号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、学校及び社会福祉施設等の行事（園児、児童、生徒、学生、入居者等の作品展、学習発表会その他の催しをいう。）に関連し、主催者自らが食品の調理等を行い、短期間に開催するもので、対価の授受を伴う食品提供（以下「バザー」という。）について、届出の方法、食品の取扱方法その他必要な事項を定めることにより、食品の安全確保を図ることを目的とする。

（対象とする施設）

第2条 この要綱の対象とする学校及び社会福祉施設は、新潟県が定める基準（以下「県基準」という。）の例による。

2 県基準により対象となる社会福祉施設と同じ目的で設置された社会福祉施設以外の施設で、市長が認める施設は、この要綱の対象とするものとする。

（対象とする行為等）

第3条 この要綱の対象とする行為の範囲、取扱食品及び施設基準は、県基準の例による。

（管理運営基準）

第4条 バザーの主催者（以下「主催者」という。）は、食品取扱責任者を定めるものとする。

2 主催者は、食品取扱責任者に第6条に規定する講習会を受講させ、現場における食品衛生に関する指導及び監督を行わせるものとする。ただし、食品取扱責任者が食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1ロに該当する者は、講習会の受講を要しない。

3 前2項に定めるもののほか、主催者が管理運営上留意すべき事項は、県基準の例によ

る。

(届出)

第5条 主催者は、バザーを行う日の14日前までに別記様式により市長に届け出なければならない。

(講習会の開催)

第6条 市長は、関係機関を通じて、バザーの開催計画を事前に把握し、バザーにおける食品提供の取扱い及び食中毒予防に関する内容の講習会を計画的に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第5条関係）

学校及び社会福祉施設等の行事に伴う食品提供届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

届出者

住所

氏名（団体の名称，代表者の役職及び氏名）

(ふりがな)

電話番号

バザーを行いますので，新潟市学校及び社会福祉施設等の行事に伴う食品提供の取扱要綱第5条の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

開催場所	
バザーの名称	(ふりがな)
開催期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水 <input type="checkbox"/> その他 ()
主として取り扱う食品	
食品取扱責任者	(ふりがな)
資格等（注1）	
講習会の受講	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類	1 調理の内容及び仕入状況（別紙1） 2 従事者名簿（別紙2） 3 食品取扱室の平面図（別紙3）

注1 栄養士，調理師等の資格がある場合は，その資格名を記入してください。

2 該当する項目の口にレ印を記入してください。

別紙1

調理の内容及び仕入状況

調理計画

調理品目	提供予定数量	原材料の仕入状況			調理開始日時
		原材料名	仕入先	仕入日時	

注 バザーが2日以上にわたる場合は、1日ごとに記入してください。

別紙 2

従事者名簿

No.	氏名	備考（保護者及び生徒の区分など）
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

注 食品を調理する者についてのみ記入してください。

別紙 3

食品取扱室の平面図（設備、機械等の位置を明示してください。）